

住宅完成保証制度のしくみ

【ご注意】料金を税抜表示しております。別途、消費税がかかります。

保証タイプ

2つの保証タイプからお選びいただけます。(利用するタイプに応じて事業登録の種類<第一種または第二種>を選択してください)

Aタイプ	増嵩工事費用の保証	保証事故発生にともなう増嵩工事費用を保証します。	第一種登録 第二種登録
Bタイプ	増嵩工事費用の保証 + 前払金の損害保証	上記の保証に加え、前払金と出来高に差額が生じた場合の損害を保証します。	第一種登録

※増嵩工事費用：当初の工事請負金額以上に要した費用のうち住宅保証機構が認めた実費

●保証料 保証委託契約物件ごとに保証料をお振込みいただきます。具体的な保証料は、事務機関にお問い合わせください。

【モデルケース】Aタイプ保証/保証期間6ヶ月以内/増嵩工事費用保証20%の場合

工事請負金額	1,500万円	2,000万円	3,000万円
保証限度額※	300万円	400万円	600万円
保証料(円)	完成保証単独	32,802円	43,736円
	まもりすまい保険同時引受	31,500円	42,000円

上記の保証料に別途消費税がかかります。なお、10円未満は切り捨てます。

※機構が支払うべき保証金の額は、同一事業年度に締結した保証契約により、保証期間を通じて支払われる保証金を通算して5億円を限度とします。

【モデルケース】Bタイプ保証/保証期間6ヶ月以内/前払金20%+増嵩工事費用保証20%の場合

工事請負金額	1,500万円	2,000万円	3,000万円
保証限度額※	600万円	800万円	1,200万円
保証料(円)	完成保証単独	36,804円	49,072円
	まもりすまい保険同時引受	35,280円	47,040円

(保証料は消費税別)

事業者登録の申請資格・登録資格

- 申請資格…中小企業基本法に定める中小の住宅建設業者であること。(資本金3億円以下の法人または常時使用する従業員数300人以下の法人もしくは個人の事業者)
- 登録資格…制度参加種類ごとの審査基準を満たし、登録承認後、制度参加金を住宅保証機構に預託すること。

事業者登録の審査

制度参加種類別に以下の審査基準項目に基づき審査を行います。

- 1 行為能力
- 2 法令に基づく処分歴等
- 3 工事履行に係る技術的能力
- 4 保証事故発生の可能性

登録審査料

	登録内容	新規	継続
第一種登録	Aタイプ・Bタイプ保証両方のタイプの保証委託申請ができる登録です。	25,000円	23,000円
第二種登録	Aタイプ保証の保証委託申請ができる登録です。	20,000円	19,000円

(消費税別)

制度参加金

登録が承認されたら、事業者様は制度参加金を住宅保証機構に預託する必要があります。

※制度脱退時には、保証事故がない場合、脱退手続き完了後に全額を返還します。 ※制度参加金の預託は、新規事業者登録時のみです。毎年必要なものではありません。

●制度参加金の算出方法

保証限度額※	制度参加金
5,000万円以内	保証限度額の30分の1に相当する額
5,000万円超 1億5,000万円まで	5,000万円の30分の1に相当する額に加え、 5,000万円を超える部分について15分の1に相当する額

※保証限度額は、登録有効期間の中で工期が重なる工事の各保証限度額の総額となります。(各請負金額の総額ではありません。)1年間に2件以上の工事を行ったとしても、工期が重ならない限り、1工事で計算します。

※1億5,000万円を超えた保証を委託する事はできません。

(例)

請負金額 2,000万円
保証制度額400万円(保証割合20%)の
工事を1件行う場合

↓
制度参加金400万円×1/30=13万円
(千円単位で四捨五入)

事業者登録

制度参加金入金後、登録となります。登録有効期限は1年間です。

●登録事業者様は原則として同時に代替履行業者※としても登録されます。※他の登録事業者様が倒産した場合に、これに代わり、工事を引き継ぐ事業者を言います。

お申し込み手続き等の詳細はホームページをご覧ください!

安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。
住宅保証機構株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル
TEL. 03-6435-8870 FAX. 03-3432-0571

まもりす 検索 <http://www.mamoris.jp>

※記載事項は平成26年4月1日現在のものです。

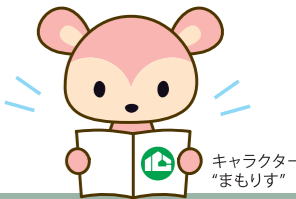
4031031405R

新築一戸建住宅の取得をお考えのみなさまへ

住宅保証機構

2014年4月版

住宅完成保証制度



商品内容のご案内

住宅が完成するまでの“もしも”のために!

住宅建設業者が倒産等により住宅工事を
継続できなくなった場合に、「発注者様」の負担を最小限に抑えて
住宅完成をサポートする制度です。

サポート1

増嵩工事費用※の保証

※追加で必要となる工事費用

サポート2

前払金の損害保証

+ サポート

希望により代替履行業者をあっせん

まもりすまい保険と
セットでの利用が
おすすめ!

安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。
住宅保証機構

このパンフレットは、保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点につきましては、住宅保証機構又は保険取扱店にお問い合わせください。



新築住宅完成までの“もしも” のために、大きな安心 を。

「住宅完成保証制度」とは、

事業者倒産などにより工事が中断した場合に、発注者様の負担を最小限に抑えるため、住宅保証機構が^{そこう}増嵩工事費用や前払金の損失の一定割合を保証するものです。また、発注者様の希望により工事を引き継ぐ事業者をあっせんします。



もしも、工事が中断したら...



[完成までの“もしも”の例]

- | | |
|--|---------------------------------------|
| 法人の場合
●破産
●民事再生申立て
●金融機関との取引停止
●手形の不渡り など | 個人の場合
●代表者の死亡
●長期病気療養 など |
|--|---------------------------------------|

工事費用はどうなるの？

工事を継続するにあたり、手戻り工事費やリース再契約費などで、当初の予算をオーバーすることがあります。また、工事完成部分より多く支払ってしまった前払金が返還されないことがあります。

「住宅完成保証制度」を利用した場合



安心 1 追加で必要な工事費用(増嵩工事費用)や前払金の損失を住宅保証機構が保証します。

残りの工事はどうなるの？

発注者様が自分で引き継ぎ業者を探さなければいけません。

「住宅完成保証制度」を利用した場合



安心 2 ご希望により、住宅保証機構が、「住宅完成保証制度」に登録している住宅建設業者の中から代替履行业者(工事を引き継ぐ事業者)探しをサポートします。

発注者様の大切な住まいづくりに確かな安心を提供するために、「住宅完成保証制度」を、ぜひ、お役立てください。

制度について Q & A でお答えします。

Q. 制度を利用できる事業者は？

A. 中小の住宅建設事業者で、住宅保証機構により一定の審査の上に登録された事業者様です。

Q. どのような住宅工事が対象ですか？

A. 個人が発注者様である新築一戸建住宅(併用住宅可)の工事を対象とします。

Q. 保証期間はいつからいつまで？

A. 保証期間は、当初予定されていた工期のうち、住宅保証機構が発行した日から予定工期の最終日までです。

Q. 保証金はどのくらい？

A. 事故により支払われる保証金は保証契約の範囲内で第三者機関が査定した出来高及び増嵩工事費用に基づき決定します。

〈お手続きの流れ〉

